### VI. 関連施策一覧

- 1. 農林水産分野における地球環境保全への貢献
- (1)複数の地球環境課題の同時解決を目指す
- (2) 気候変動と生物多様性
- (3)世界の森林生態系保全・再生への貢献

SDGs\*











GBF 2030ターゲット 8、11、15、20、21

項目	関連施策	関連施策の内容(目標)	事業名等
複数の地球環境課題の同時解決を目指す	持続可能な食料シ ステムの構築	・「みどりの食料システム戦略〜食料・農林水産業の生産力向上と持 続性の両立をイノベーションで実現〜」に基づく施策の実施	・みどりの食料システム戦 略
	持続可能な農林水 産業に関する国際 協力の推進	・生物多様性や気候変動に関する国際的な議論に積極的に参加し、砂 漠化防止、水資源の持続的利用、気候変動適応・緩和などの地球環境 保全に積極的に貢献することを目指す	・CBD、IPBES、UNFCCC、 IPCC等
気候変動と生物多様性	環境課題の一体的 な取組の促進	・農林水産施策において、気候変動と生物多様性について、それぞれ 独立して取り組むのではなく、相互のシナジーとトレードオフに留意 した一体的な取組を促進	
		・バイオマス利活用の推進	バイオマス活用推進基本計 画(第3次)
世界の森林生態系保全・再生への貢献	持続可能な食料シ ステムの構築	・農産物及び林産物の生産国と協力して農林業を含むグローバル市場の持続可能性を促進し、開発途上地域における森林の保全・造成に関する協力を推進するとともに、開発途上地域における森林の保全・造成に関する協力の推進や国際対話へ積極的に参画	・みどりの食料システム戦略 ・森林・農業・コモディ ティ貿易(FACT)対話
	途上国の森林保 全・造成等のため の国際的支援	・途上国における森林保全・造成に関する技術・資金協力、合法で持続可能な木材サプライチェーンの構築、及び森林の整備・保全等による山地流域の強靭化に関する二国間の国際協力や国際機関を通じた多国間の支援	<ul><li>・国連森林フォーラム (UNFF)</li><li>・モントリオール・プロセス</li><li>・国連食糧農業機関 (FAO) 拠出金</li><li>・国際熱帯木材機関(ITTO) 拠出金</li></ul>
	途上国の森林減 少・劣化の抑制と 持続可能な森林経 営の促進	・開発途上国の森林減少・劣化に由来する排出の削減等(REDD+ (レッド プラス))の促進や森林の防災・減災機能の強化に資する技 術開発や人材育成等を支援	・国際林業協力事業 ・森林技術国際展開支援事 業

# 2. サプライチェーン全体において生物多様性を主流化する (1) 生産の現場において生物多様性を主流化する

1)農業

SDGs











GBF

2030ターゲット

7、10、11、12

_	. / 辰未			
	項目	関連施策	関連施策の内容(目標)	事業名等
	①生物多様性保全をより重視 した農業生産の推進 (化学農薬のリスク低減等)	総合防除の普及	・(化学農薬使用量(リスク換算))2030年までに10%低減 ・化学農薬のみに依存せず「予防・予察」に重点を置いた総合防除を 推進	・消費・安全対策交付金 ・食料安定生産に資する新 たな病害虫危機管理対策・ 体制の構築 ・みどりの食料システム戦 略推進交付金のうちグリー ンな栽培体系への転換サ ポート
		新規農薬等の開発 農薬の適正使用の 推進	・2040年までに、ネオニコチノイド系農薬を含む従来の殺虫剤を使用しなくてもすむような新規農薬等の開発を推進 ・最新の科学的知見に基づき農薬登録及び再評価を実施するとともに、 生産現場における適正使用を推進	・みどりの食料システム戦 略実現技術開発・実証事業 ・農薬取締法 ・農業環境規範
	(化学肥料の低減や有機物の 循環利用)	堆肥利用の推進 施肥の効率化・	・(化学肥料の使用量)2030年までに20%低減 ・堆肥の高品質化・ペレット化技術等の開発や広域流通等により農家の堆肥利用を促進 ・土壌や作物の生育に応じた施肥や局所施肥等で施肥を効率化すると	・みどりの食料システム戦略実現技術開発・実証事業
		スマート化	ともに、データの蓄積・活用により「スマート施肥」を導入	・みどりの食料システム戦略推進交付金のうちグリーンな栽培体系への転換サポート

### (1) 生産の現場において生物多様性を主流化する

### 1)農業(つづき)

項目	関連施策	関連施策の内容(目標)	事業名等
(有機農業等の環境負荷 の軽減を重視した農業の 推進)	化学肥料・化学農 薬の使用量の低減	・農業者の組織する団体等が実施する、化学肥料・化学合成農薬を原則5割以上低減する取組と合わせて行う、地球温暖化防止や生物多様性保全等に効果の高い営農活動を支援	・環境保全型農業直接支払 交付金
	   有機農業の推進 	・(有機農業の取組面積)2030年度 63,000ha	   ・有機農業推進総合対策事   業
		・有機農業の拡大に向けた現場の取組を推進するため、新たに有機農業に取り組む農業者の技術習得等による人材育成等を支援 ・地域ぐるみで有機農業に取り組む市町村等の取組を推進するため、有機農業の生産から消費まで一貫し、農業者のみならず事業者や地域内外の住民を巻きこんで推進する取組の試行や体制づくりについて、物流の効率化や販路拡大等の取組と一体的に支援	乗 ・みどりの食料システム戦 略推進交付金のうち、有機 農業産地づくり推進、有機 転換推進事業
	有機農業実践技術 の普及と次世代技 術の確立	・現場の実践技術の体系化と普及を促進するとともに、2040年までに、 主要な品目について次世代有機農業技術を確立	・みどりの食料システム戦 略推進交付金のうちグリー ンな栽培体系への転換サ ポート
	GAPの普及推進	・GAP指導員による指導活動、農業教育機関や環境負荷低減に取り組む団体の認証取得、GAP農産物の需要を拡大していくためのセミナー開催や商談会への出展、実需者とのマッチングの促進など、国際水準GAPの取組の拡大を支援	・GAP拡大推進加速化事業
②生物多様性保全をより 重視した農業生産技術の 開発・普及 (農薬・肥料等による環 境負荷を軽減する技術の 開発・普及)	総合防除の普及	・化学農薬のみに依存せず「予防・予察」に重点を置いた総合防除を推進	・みどりの食料システム戦略実現技術開発・実証事業・消費・安全対策交付金・食料安定生産に資する新たな病害虫危機管理対策・体制の構築・みどりの食料システム戦略推進交付金のうちグリーンな栽培体系への転換サポート
	スマート農業技術の開発	・AI等を用いた早期・高精度な病害虫発生予察による効率的な農薬散布な ど、環境保全に資するスマート農業技術の開発等を推進	・ムーンショット型農林水産研究開発事業
 (生産力向上と生態系の 保全を両立する土づくり や水管理技術の推進)	   土壌診断に基づく   土づくり		L
(-小百姓)文丽0万胜座/	有機物の投入促進 等による地力の維 持、増進	・ペレット堆肥の普及拡大	・みどりの食料システム戦略実現技術開発・実証事業
		  ・緑肥栽培の導入 	・環境保全型農業直接支払 交付金
	   化学肥料の利用率   向上	・根圏への局所施肥等	
	環境に配慮した農 法の推進	・冬期湛水や中干しの開始時期を遅らせるなどの水管理技術の情報収集・ 提供	・環境保全型農業直接支払 交付金
③水田や水路、ため池等からなる生態系ネットワークの保全の推進	生態系ネットワークの保全	・地域の農業者だけでなく多様な主体の参画を得て、地域ぐるみで農地・ 農業用水等の資源を保全管理する取組と併せて、水質保全や生態系保全等 の農村環境の向上に資する取組を支援	・多面的機能支払交付金 ・中山間地域等直接支払交 付金
		・(地域による農地・農業用水等の保全管理への延べ参加者数) 2025年度 延べ1,400万人・団体	
		・(中山間地域等の農用地面積の減少防止)2024年度 7.5万ha	
	生態系に配慮した 農地・施設等の整 備	・農地・農業水利施設等の整備に当たり、環境への負荷や影響の低減を図るなど生態系への配慮を推進	・農業農村整備事業
	生態系保全に資す る用水確保	・農業用水、環境用水等の取得に向けた調査・調整等を支援	・水利施設等保全高度化事 業(水利用調整事業)

### (1) 生産の現場において生物多様性を主流化する

### 1)農業(つづき)

項目	関連施策	関連施策の内容(目標)	事業名等
④生物多様性保全をより 重視した畜産業の推進 (国産飼料の増産・利用 のための体制整備)	国産飼料の増産	・飼料生産組織の作業効率化・運営強化や飼料作物の優良品種利用・安定生産、公共牧場の利用、国産濃厚飼料の生産振興、未利用資源の新たな活用・高品質化などの国産飼料の一層の増産・利用のための体制整備・(飼料自給率) 2030年度 34%	・畜産生産力・生産体制強 化対策事業のうち国産飼料 の生産・利用拡大
(家畜排せつ物の利活用 の推進)	家畜排せつ物の適 正管理	・「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」に基づ く家畜排せつ物の適正管理	・家畜排せつ物法
	家畜排せつ物の利 活用の推進	・耕種農家のニーズにあった高品質な堆肥の生産や、ペレット化を通じ た広域流通等、地域の実情に応じた家畜排せつ物の利活用の推進	・畜産環境対策総合支援事 業 ・畜産クラスター事業
		・家畜排せつ物のメタン発酵によるエネルギー利用や、発酵残渣の液肥 利用の推進	・農山漁村地域整備交付金 (畜産環境総合整備事業) ・バイオマス地産地消対策
		・(家畜排せつ物の利用率)2025年度 約90%	・環境負荷軽減に向けた持 続的生産支援対策
	畜産GAP取得推進	・適正な廃棄物等の保管・処理等による環境負荷の低減対策、生物多様 性に配慮した取組等の推進	・畜産GAP拡大推進加速化
(草地の整備・保全・利 用の推進)	草地の整備	・地域ぐるみでの草地の生産性・機能を維持するための放牧の推進や草 地の整備	・草地関連基盤整備事業
		・貴重な草地資源を有する公共牧場等の放牧地の整備	・公共牧場機能強化等体制 整備事業
⑤都市農業の推進	都市農業の多様な 機能の発揮促進	・ 市民農園や農業体験農園の開設促進に向けた取組や都市住民の都市農業への理解醸成の取組等への支援により、都市農業の多様な機能の発揮を促進	・農山漁村振興交付金(都 市農業機能発揮対策)

## (1)生産の現場において生物多様性を主流化する

2)森林·林業

SDGs 📅

GBF

2030ターゲット

7

11 11

1、2、3、10





# 17 \*\*\*\*\*

項目	関連施策	関連施策の内容(目標)	事業名等
①森林の整備・保全を通じた 生物多様性の保全 (多様で健全な森林の整備)		・(育成単層林のうち、育成複層林へ誘導した森林の割合) 2023年までに2.9%	
(多様で健生は森林の定開)	多様な森林づくり の推進	・森林資源の利用や自然撹乱の頻度に応じた間伐、広葉樹林化、長伐 期化、針広混交林化、伐採後の確実な再造林を実施	・森林整備事業
		・森林病害虫防除対策及び林野火災の予防による森林の保全を推進	・森林病害虫等被害対策 事業 ・林業・木材産業成長産 業化促進対策のうち森林 資源保全対策
	国有林野の管理経 営	・国有林野の管理経営に当たって、自然維持タイプ、水源涵養タイプ等の機能類型に区分し、希少な生物の生育、生息に適した森林の維持、間伐や複層林への誘導等を推進するほか、森林資源の有効活用にも配慮し、公益林として適切な施業を実施	
(天然林や希少野生生物等へ の対応)	森林生態系の保存 及び復元、点在す る希少な森林生態 系の保護管理	・天然林や希少な野生生物が生育・生息する森林等について、自然の 推移に委ねることを基本とし、国有林と民有林が連携して取り組む ・里山二次林等については、継続的な保全管理等を推進	・森林・山村多面的機能 発揮対策
		・自然環境の保全、野生生物の保護、遺伝資源の保存等を図る上で重要な役割を果たしている国有林野については、地域住民、NPO等と連携を図りながら、希少野生生物の保護等に努める	・地域連携推進等対策 ・希少野生生物保護管理 対策
(国有林野における広範囲できめ細かな森林生態系ネットワークの保護・管理)	 保護林の保護・管 理	・国有林野において、原生的な天然林や希少な野生生物が生育・生息する森 林等を「保護林」に設定し、保護・管理を推進	
ブークの保設・官 <u>年</u> )	緑の回廊の保全・ 管理	・国有林野において、野生生物の生育・生息地を結ぶ移動経路を確保することにより、個体群の交流を促進し種の保全や遺伝的な多様性を確保するため、保護林相互を連結して生態系ネットワークを形成する「緑の回廊」を設定し保全・管理を推進	・緑の回廊制度
(保安林による森林の公益的 機能の発揮)	 保安林の計画的な 推進	・水源涵養や土砂流出の防止など、特に公益的機能の発揮が要請される森林 については、保安林の指定を計画的に推進	 ・保安林制度 
		・(保安林の面積)2033年度までに1,301万ha	
(森林所有者に対する森林管 理の働きかけ)	地域における森林 の保全管理	・森林所有者自ら経営や管理ができない森林について、市町村が主体となった 経営や管理を実施することとし、森林所有者への働きかけを行う	 ・森林経営管理制度 
		・生物多様性保全がなされている地域等における保全管理の取組を推進	
②生物多様性に配慮した林業 と国内森林資源の活用を通じ	   生物多様性に配慮   した計画	・地域森林計画等により、貴重な野生生物の保護に配慮した施業方法 の指針を示す	   ・森林計画制度 
<b>た貢献</b> (森林施業における生物多様 性への配慮)	適切な森林整備に 向けた人材育成	・森林経営計画の作成の中核を担う森林施業プランナーや森林の持続 経営を実践する森林経営プランナーを育成	<ul><li>・森林プランナー育成対</li><li>策</li></ul>
	再造林の推進	・森林資源の持続的な利用と保続培養の実現に向けた、一貫作業やエ リートツリー等の新たな技術を取り入れた省力かつ低コスト造林体系 の確立	・再造林低コスト化促進対策
(国内の森林資源の持続的な 有効活用)	 適切な生産活動を 通じた木材の需要 拡大への取組	・素材生産・流通・加工の低コスト化や品質・性能の確かな製品の安 定供給体制の整備を中心とする構造改革を推進	・林業・木材産業生産基 盤強化対策
	177/八八〇ノ月又常日	・CLTや木質耐火部材等の開発・普及、公共建築物や民間の非住宅分野等への国産材等の利用拡大を推進	・建築用木材供給・利用 強化対策 ・林業・木材産業循環成 長対策
		・森林の持続可能性が確保された形で木質バイオマスのエネルギー利用を推進	・林業・木材産業循環成 長対策 ・木材需要の創出・輸出 力強化対策
		・木質バイオマス由来のセルロースナノファイバー、改質リグニン等のプラスチック代替となる新素材の研究・技術開発及びその普及を促進	・戦略的技術開発・実証

# (1) 生産の現場において生物多様性を主流化する

3)水产業

GBF

: 2030ターゲット





2、3、4、5、7、8、9、10





項目	関連施策	関連施策の内容(目標)	事業名等
①海洋環境の保全・再生の推 進	水産業・漁村の多 面的機能の発揮	・環境・生態系の維持・回復や安心して活動できる海域の確保など、漁業者 等が行う水産業・漁村の多面的機能の発揮に資する地域の活動を支援	・水産多面的機能発揮対策 事業
(藻場・干潟を含む漁場環境 の保全・再生)	水産生物の生活史 に対応した水産環 境整備	・水産生物の生活史に対応した藻場・干潟から沖合域までの良好な生息環境空間を創出する水産環境整備を推進	・水産基盤整備事業
	   サンゴ礁の保全・   回復	・水産資源の産卵場、餌場、幼稚仔魚の育成場となっているサンゴ礁の面的な保全・回復のための技術の開発に取り組む	  ・漁村活性化対策費 
	   集落排水施設の整   備	・農業用用排水の水質保全等を図り、併せて公共用水域の水質保全に寄与するため、引き続き、都道府県が策定する汚水処理に関する「都道府県構想」に基づき、集落排水、下水道、浄化槽が連携して効率的に施設を整備	・農村整備事業 ・農山漁村地域整備交付金 ・デジタル田園都市国家権 想交付金
		・(汚水処理人口普及率)2026年度 95%	
	水質改善	・農業者の組織する団体等が実施する、化学肥料・化学合成農薬を原則5割以上低減する取組と合わせて行う、地球温暖化防止や生物多様性保全等に効果の高い営農活動に対して支援	・環境保全型農業直接支払   交付金 
		・農村地域の環境保全及び農業利水に適切に対処するとともに、農業用用 排水施設から公共用水域へ排出される排水の水質浄化を図り、水資源の総 合的な保全に資するための水質保全施設整備を実施	・水質保全対策事業
	   赤土等の流出防止 	・沖縄県及び奄美群島の農用地及びその周辺からの赤土等の流出を防止し、 陸上(陸域)からの水質負荷軽減を目的とした耕土流出防止施設整備を実 施	・水質保全対策事業
	赤潮・貧酸素水塊、 栄養塩類不足への 対応	・海域ごとの赤潮・貧酸素水塊や栄養塩類不足による漁業被害への対 策技術の開発・実証・高度化を実施	・豊かな漁場環境推進事業
 (海洋プラスチックごみの対 策の推進)	 環境に配慮した漁 具等の開発	・クジラを含む海洋生物に与える影響を抑制する漁具の開発を支援	   ・海洋プラスチック影響調   査事業
	海洋ごみの回収・ 処理	・漁業者が操業中に回収した海洋ごみを持ち帰り、自治体が処分する 体制の構築を推進	・海洋プラスチックごみ対 策アクションプラン
②生物多様性に配慮した海岸 環境・漁港漁場の整備の推進	   漁業集落排水施設   の整備	・都道府県が策定する汚水処理に関する「都道府県構想」に基づき、集落排水、下水道、浄化槽が連携して効率的に施設を整備	│   ・水産基盤整備事業   ・農山漁村地域整備交付金   (漁業集落排水施設の整備
		・(汚水処理人口普及率)2026年度 95%	部分)   ・地方創生整備推進交付金
	水産生物の生活史 に対応した水産環 境整備	・水産生物の生活史に対応した藻場・干潟から沖合域までの良好な生息環境空間を創出する水産環境整備を推進	・水産基盤整備事業
③水産資源管理の一層の推進	資源調査・評価の	・ ・資源評価対象魚種を順次拡大し、当該魚種の調査を開始	・水産資源調査・評価推進
(新たな資源管理システムの 推進)	充実・精度向上	   ・(資源評価対象魚種数の拡大)2023年度 200種程度	事業
		  ・主要な漁協や産地市場から水揚げ情報を電子的に収集する体制を構築	   ・スマート水産業推進事業
		・(水揚げ情報を収集する市場数)2023年度 400市場以上	
		・電子的漁獲報告体制の構築(大臣許可漁業から順次拡大)	
		・(大臣許可漁業の電子的報告の実装割合)2023年度 100%	
		・我が国周辺水域の主要魚種(マイワシ、マサバ等)や公海等で漁獲される 国際漁業資源(サケ、カツオ・マグロ等)について、調査・評価等を実施	   ・水産資源調査・評価推進   事業
		・海洋環境の変動等による水産資源への影響を調査し資源変動メカニズム及 び中・長期的な資源動向を究明する取組や、漁場形成及び漁獲状況等をリア ルタイムに把握する取組等を支援	・水産資源調査・評価推進 事業 

# 2. サプライチェーン全体において生物多様性を主流化する(1)生産の現場において生物多様性を主流化する

### 3)水産業(つづき)

項目	関連施策	関連施策の内容(目標)	事業名等
③水産資源管理の一層の推進		・(漁獲量) 2030年度までに2010年度と同程度(444万トン)まで回復	
(新たな資源管理システム の推進) (つづき)	MSYベースの資源 評価に基づくTAC 管理の推進	・従来のTAC魚種について、MSYベースの管理に移行するとともに、TAC魚種拡大について、漁獲量の多いものを中心に、その資源評価の進捗状況等を踏まえ、TAC管理を順次検討・実施	・新たな資源管理システ ム構築促進事業 
		(我が国の漁獲量ベースのTAC管理の割合) 2023年度 80%	
	IQ管理の導入	・大臣許可漁業のうち、IQ的な数量管理が行われているもの、現行制度で漁獲量の割当てを実施しているものについて、新漁業法に基づくIQ管理を導入するとともに、TAC魚種を主な漁獲対象とする大臣許可漁業からIQ管理を導入	・新たな資源管理システ ム構築促進事業
	資源管理協定への 移行	・現行の資源管理計画を資源管理協定に順次移行し、資源管理協定において は管理目標を定め、達成を目指すとともに、資源管理の効果の検証を定期的に行 い、検証結果を取組内容に反映	・新たな資源管理システ ム構築促進事業
(国際的な資源管理)	 国際水産資源の持 続的利用	・地域漁業管理機関を通じた科学的根拠に基づく保存管理措置の設定や、 違法・無報告・無規制(IUU)漁業の排除	・カツオ・マグロ資源管 理能力強化支援事業 ・持続的漁業達成事業
	捕鯨対策	・鯨類の資源管理に必要な科学的データの収集を推進するとともに、国際機関と連携しつつ、資源管理を推進	・持続的利用調査等事業 ・円滑化実証等対策事業
(実効ある資源管理のため の取組)	資源管理のルール の遵守	・アワビ・ナマコ等の沿岸域の密漁、我が国周辺水域の違法外国漁船の 取締りを強化するとともに、「特定水産動植物等の国内流通の適正化等 に関する法律」に基づく特定の水産動植物の国内流通の適正化を図る	・漁業法、特定水産動植 物等の国内流通の適正化 等に関する法律 等
<ul><li>④生物多様性に配慮した漁業の推進</li></ul>	混獲の削減	・サメ類や海鳥、ウミガメの混獲回避技術の開発や漁業者への普及・啓発を通じた混獲の削減	・豊かな漁場環境推進事 業
	有害生物による漁 業被害の防止・軽 減	・トドの絶滅回避及び漁業被害の軽減の両立を図るため、科学的知見に基づく 来遊個体群の管理を行う等の対策を推進	・有害生物漁業被害防止 総合対策事業
	希少野生水生生物 の保全	・希少な野生水生生物について、海洋生物の希少性の評価を行い、海洋生物 のレッドリストを作成	・豊かな漁場環境推進事   業
	脆弱な生態系の保 護と持続的な漁業 の共存	・地域漁業管理機関を通じて、底魚漁業が脆弱な生態系に与える影響の評価に基づく適切な保護措置を実施	・地域漁業管理機関(科 学委員会)
⑤海洋保護区等の設定・運 用	海洋保護区等の適 切な設定・運用	・海洋保護区等の適切な設定や管理の充実を図るとともに、環境省と連携して、 OECMに適合する海域を検討し、生物多様性の保全を推進	・豊かな漁場環境推進事 業
⑥生物多様性に配慮した栽培漁業、持続的な養殖生産及び内水面の保全の推進 (生物多様性に配慮した栽培漁業の推進)	環境・生態系と調 和した栽培漁業の 推進	・「人工種苗放流に係る遺伝的多様性への影響リスクを低減するための技術的 な指針」に基づき、生態系や資源の持続性に配慮した栽培漁業を推進	・さけ・ます等栽培対象 資源対策事業
(漁場環境を悪化させない 持続的な養殖生産の推進)	無粉代替原料の開発、普及	・生餌給餌から配合飼料への転換や魚粉代替原料の開発、普及を推進	・ ・養殖業成長産業化推進 事業
	人工種苗生産技術 の開発・普及	・二ホンウナギ、クロマグロ等の養殖において、人工種苗生産技術の開発・普及を 推進	・養殖業成長産業化推進 事業
		・(二ホンウナギ、クロマグロ等の養殖の人工種苗比率) 2030年度までに13%	・内水面漁場・資源管理 総合対策事業

# 2. サプライチェーン全体において生物多様性を主流化する(1)生産の現場において生物多様性を主流化する

### 3)水産業(つづき)

項目	関連施策	関連施策の内容(目標)	事業名等
(漁場環境を悪化させない 持続的な養殖生産の推進) (つづき)	養殖における環境 負荷の軽減	・養殖漁場ごとに漁場管理計画を定めて漁場を管理するとともに海洋環 境への負荷軽減が可能な養殖業を推進	・養殖業成長産業化推進 事業
		・伝染性疾病の発生予防及び発生時における指導や、特定疾病のまん延防止 措置等を支援	・消費・安全対策交付金 (養殖衛生管理体制の整 備)
		・ワクチン等開発支援、組織的なワクチン接種推進等防疫体制整備を支援し、 養殖魚における疾病被害を低減	・水産防疫対策事業
		・薬剤耐性菌の監視・動向調査により、養殖魚における薬剤耐性菌の発生を低 減	・生産資材安全確保対策 事業委託費
	さけ・ます増殖事 業の推進	・国立研究開発法人水産研究・教育機構が実施するふ化放流のモニタリングや 技術開発の結果等を踏まえて、河川及びその周辺の生態系や生物多様性に配 慮したさけ・ます増殖事業を推進	・さけ・ます等栽培対象 資源対策事業
(内水面の保全の推進)	水産業・漁村の多面的機能の発揮	・環境・生態系の維持・回復や安心して活動できる海域の確保など、漁業者等が 行う水産業・漁村の多面的機能の発揮に資する地域の活動を支援	・水産多面的機能発揮対 策事業
	カワウ・外来魚等 の食害対策	・効果的なカワウの個体数管理手法や外来魚の防除手法の開発を進め、それら を活用した防除活動等を促進	・内水面漁場・資源管理 総合対策事業
	漁場環境に配慮し た資源増殖	・漁場環境に配慮した増殖手法の開発や産卵場、種苗生産施設の整備等を推進	・内水面漁場・資源管理 総合対策事業

### (1) 生産の現場において生物多様性を主流化する

### 4) 野生生物の適切な管理を通じた農林水産業への被害の防止

SDGs

**GBF** 

2030ターゲット

2 \*\*\*\*

4、6、9





項目	関連施策	関連施策の内容(目標)	事業名等
①鳥獣被害の軽減及び里地里 山の整備・保全の推進	鳥獣被害防止対策 の推進	・鳥獣被害防止特措法に基づく市町村による被害防止計画の作成の推 進	・鳥獣被害防止総合対策交 付金
		・緩衝帯の整備による生息環境管理、防護柵の設置による被害防除、 鳥獣の生息密度を適正に保つための個体数調整といった取組を総合的 に支援	
		・鳥獣被害対策実施隊の設置推進等による捕獲の担い手の育成・確保 や、活動支援による捕獲体制の強化	
		・(鳥獣被害対策実施隊の隊員数)2025年度 43,800人	
		・広域捕獲、ICT等新技術活用の推進、焼却処分施設の整備、販路開拓や商品開発等による捕獲鳥獣の食肉等としての適正な利活用の促進、捕獲者や処理加工施設に従事する者の人材育成などの対策の充実・強化	
		・ (ジビエ利用量) 2025年度 4,000トン	
②野生鳥獣による森林被害対 策の推進	シカ等による森林 被害の防止	・シカ被害の甚大化を防止するため、林業関係者によるシカの捕獲効率向上対策を講じるとともに、捕獲や生息状況把握の省力化、効率化など、効果的なシカ被害対策を実施していく上で特に有効なICT等を活用した新たな捕獲技術等の開発・実証を実施	・シカ等による森林被害緊急対策事業
		・森林の持つ国土保全機能の維持増進を図るため、国有林野内の奥地 天然林や複数の都府県にまたがる地域において広域的かつ効果的なシ カ捕獲を実施	
		・(鳥獣害防止森林区域を設定した市町村のうちシカによる新たな森 林被害発生面積が減少した市町村の割合)前年度以上	
	森林の整備・保全	・野生鳥獣の生息環境に配慮した針広混交林化、広葉樹林化等の森林の整備・保全活動を推進	・森林整備事業
③野生生物による漁業被害防 止対策の推進	トドによる被害の 軽減	・トドの絶滅回避及び漁業被害の軽減の両立を図るため、科学的根拠 に基づく来遊個体群の管理を行う等、最新の科学的知見に基づく適正 な保存管理を実施	・有害生物漁業被害防止総 合対策事業
	大型クラゲによる 被害の軽減	・大型クラゲの発生状況の調査、効果的な駆除等の適切な対策を講じる	・有害生物漁業被害防止総 合対策事業
	カワウによる被害 の軽減	・カワウ被害の低減のため効果的な個体数管理手法の開発・普及する とともに、環境省、都道府県等と広域的な連携を進め、全国各地で捕 獲等を中心とした各種対策を効率的かつ効果的に実施する	・内水面漁場・資源管理総 合対策事業
④ <b>外来生物の定着等の防止</b> (外来生物法等に基づく外来	特定外来生物の侵 入・定着防止	・「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」に 基づく、特定外来生物の飼養等許可の手続きを実施	・外来生物法
生物対策)	外来種への理解の醸成	・多様な主体との連携を進めるため、「我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リスト」を活用し、外来種への関心と理解を高め、適切な行動を促す	・生態系被害防止外来種リスト
 (農業、林業への被害等の防 止)	 特定外来生物によ る被害防止	・外来生物法に基づく防除実施計画の確認・認定を受けることで、根 絶を念頭に置いた捕獲を進める	 ・外来生物法
	農地や水路におけ る外来生物のまん 延防止	・農業用水路の通水障害を引き起こす外来種(カワヒバリガイ、タイワンシジミ等)や侵入雑草(アレチウリ、ナガエツルノゲイトウ等)の防除・管理技術の開発促進	・みどりの食料システム戦略実現技術開発・実証事業
	農作物被害の防止	・農作物に被害を与える病害虫(スクミリンゴガイ、クビアカツヤカミキリ等)については、都道府県等と連携し、適時・適切な防除を推進	・消費・安全対策交付金
	森林・林業被害の 防止	・現状の生態系への影響に配慮しつつ、順応的な駆除や生息域の拡散 防止対策を実施	・公益的機能維持増進協定 制度

### (1) 生産の現場において生物多様性を主流化する

### 4) 野生生物の適切な管理を通じた農林水産業への被害の防止(つづき)

項目	関連施策	関連施策の内容(目標)	事業名等
(水産業への被害等の防止)	内水面漁業被害の 防止	・効果的な防除手法の開発・普及を行うとともに、水産業に被害を及ぼす特定外来生物(オオクチバス、コクチバス、ブルーギル)の防除に取り組む内水面漁協等を支援する	・内水面漁場・資源管理 総合対策事業
	外来種の遊漁利用 のあり方検討	・オオクチバスが遊漁利用されている湖沼においては、関係機関と協力 して外来種に頼らない生業のあり方の検討を進める	
(我が国への侵入防止)	■	・農作物等の有用な植物に被害を与えるおそれのある病害虫について、 すべての植物やその容器包装について、植物防疫所が検査(輸入植物検 疫)を実施	・植物防疫法
	特定外来生物等の 監視協力	・輸入植物検疫の対象となる病害虫以外について、輸入植物検疫において特定外来生物等である疑いのある生物を発見した際には、環境省からの協力依頼に基づき、植物防疫所から、税関及び環境省への連絡を行う	・外来生物法
(農林水産業に利用されている外来生物の定着等の防止)	産業管理外来種の 定着等防止	・産業管理外来種に区分されている外来種については、在来種への転換 を含む在来種の生息域への拡散や定着の防止対策を実施	・外来種被害防止行動計 画
	セイヨウオオマル ハナバチ対策	・在来種マルハナバチに転換するための実証、講習会の開催等を支援するとともに、在来種の生息域への拡散防止を行う等、適正な管理の必要性について周知徹底	・養蜂等振興強化推進 ・セイヨウオオマルハナ バチの代替種の利用方針
	公共事業における 外来種利用の抑制	・公共事業においては、特定外来生物を含む「生態系被害防止外来生物 リスト」に記載された外来種を避けることを基本とし、代替種が存在し ない場合には、在来種の生息域への拡散防止対策を推進	
	内水面養殖業にお ける産業管理外来 種の管理	・ブラウントラウト等の産業管理外来種については、関係者が連携して 生息域の拡大防止の取組を推進	・水産分野における産業 管理外来種の管理指針

# 2. サプライチェーン全体において生物多様性を主流化する(2)サプライチェーン全体で取り組むことで生産者現場を

後押しする

1)生物多様性に配慮した調達、流通、消費及び資源循環の構築

項目	関連施策	関連施策の内容(目標)	事業名等
(食料・農林水産業における プラスチック資源循環)	プラスチック資源 循環の推進	・農畜産業から排出されるプラスチックの排出抑制、リサイクル率の 向上に向け、農業現場の先進的な取組事例や廃プラのリサイクル技術 等に関する調査を推進	・プラスチック資源循環の 推進
		・環境配慮設計による減量化等の取組が消費者等に理解されるよう、環境配 慮設計に関する情報収集や周知活動等の取組を支援	
	環境に配慮した素 材の漁具等の開発	・クジラを含む海洋生物に与える影響を抑制する漁具の開発を支援	・海洋プラスチック影響調 査事業
		・(海洋プラスチックごみによる追加的な汚染を削減) 2050年までにゼロ	
(森林の有する多面的機能に 配慮した木材等の流通の促 進)	合法伐採木材等の 流通及び利用の促 進	・クリーンウッド法が目指す合法伐採木材等の流通及び利用拡大のため、幅広い関係者の参加による協議会を通じた普及啓発活動を実施	・木材需要の創出・輸出力強化対策
(生物多様性の保全に取り組 む生産者からの優先調達を支 援する認証制度等)	認証制度の活用	・森林認証材取得に向けた合意形成及び森林認証材の普及の取組も含めた、木材の持続的・安定的な供給体制構築への支援	・森林を活かす都市の木造 化等促進総合対策事業
		・水産エコラベルの国内外への認知度向上及び認証取得を促進	・日本発の水産エコラベル 普及推進事業
		・(国際的に通用する水産エコラベルの生産段階認証の認証件数) 2025年度 225件	・水産エコラベル認証取得 支援事業
 (事業系食品ロス削減に向け た取組)	   食品ロス削減 	・商慣習の見直しに向けた実証・検討等	 ・食品□ス削減総合対策事 業
) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) (		・ (事業系食品ロスを2000年度比で半減) 2030年度までに 547万トンを半減	
(サプライチェーンにおける 金融機関の役割)	政策手法のグリー ン化に向けた取組	・持続可能性の向上や環境保全に関するESG金融等を促進	・みどりの食料システム戦 略

(2) サプライチェーン全体で取り組むことで生産現場を 後押しする SDGs

GBF

2030ターゲット





9、12、14、15、16





### 2)生物多様性への理解の醸成と行動変容の促進

項目	関連施策	関連施策の内容(目標)	事業名等
(環境保全型農業に対する理 解等の促進)	有機農業を含む環 境保全型農業に対 する消費者の理解 と関心、信頼の確 保	・国産の有機食品を取り扱う小売や飲食関係の事業者と連携し、生物 多様性の保全や地球温暖化防止など、SDGsの達成に貢献する有機の 取組の持つ価値や特徴を消費者に広く発信することにより国産の有機 食品の需要喚起の取組を推進	・国産有機サポーターズ
		・(国内の有機食品市場への国産の供給割合)2030年度 84%	
		・国産有機農産物等に関わる新たな市場を創出していくため、これら を取り扱う流通、加工、小売等の事業者と連携して行う、国産有機農 産物等の消費者需要及び加工需要を喚起する取組を支援	・有機食品バリューチェーン構築推進事業
		・有機農業を活かして地域振興につなげている地方公共団体の相互の 交流や連携を促すためのネットワーク構築を推進し、学校給食での有 機食品の利用など有機農業を地域で支える取組事例の共有や消費者を 含む関係者への周知が行われるよう支援	・有機農業と地域振興を考 える自治体ネットワーク
 (食育や農林漁業体験の推	   森林における体		   ・新たな森林空間利用創出
進)	験・ふれあいの場 の提供	「レクリエーションの森」として国民の保健休養に供するとともに、 民間団体等に国有林野のフィールドを提供する「協定締結による国民 参加の森林づくり」や企業等と分収林契約を締結する「法人の森林」 の設定等により、国民による森林づくりを推進	対策(森林景観を活かした観光資源の整備事業)
	環境と調和のとれ た食料生産とその 消費に配慮した食 育の推進	・第4次食育推進基本計画に掲げられた目標達成に向けて、地域の関係者が連携して取り組む食育活動を重点的かつ効率的に推進するとともに、食育全国大会の開催やフードガイドの見直しを行い、食育の全国展開を図る	・消費・安全対策交付金 (地域での食育の推進) ・食育活動の全国展開委託 事業
(持続可能な生産消費の促 進)	あふの環2030プ ロジェクト	・あふの環プロジェクトをプラットフォームとし、多様なステークホ ルダーとの対話を進めながら、価格と品質重視の消費から持続可能性 重視の消費へと価値の行動変容を促し、持続可能な生産消費を促進	・フードサプライチェーン の環境配慮見える化推進事業
(農業・農村の役割に対する 理解等の促進)	************************************	・市民農園や農業体験農園の開設促進に向けた取組や都市住民の都市 農業への理解醸成の取組等への支援により、都市農業の多様な機能の 発揮を促進	・農山漁村振興交付金(都 市農業機能発揮対策)
		・農泊に取り組む地域における実施体制の整備、観光コンテンツの磨き上げ等を支援するとともに、古民家等を活用した滞在施設、体験施設の整備等の一体的な支援を実施	・農山漁村振興交付金(農 山漁村発イノベーション対 策)(農泊推進型)
		・世界農業遺産及び日本農業遺産について、情報発信を通じた認知度 向上等の取組を支援	・農山漁村振興交付金(農 山漁村情報発信事業)
(鳥獣被害対策の理解促進)	   地域資源として捕   獲鳥獣の利活用に   向けた取組	・捕獲の担い手の育成・確保等の各種対策に加え、捕獲鳥獣の食肉等 としての適正な利活用の促進、衛生管理の知識を有する捕獲者や処理 加工施設に従事する者の人材育成、野生鳥獣肉(ジビエ)のブランド 化など、地域資源として捕獲鳥獣の利活用に向けた取組を推進	・鳥獣被害防止総合対策交 付金
		・(鳥獣被害対策実施隊の隊員数)2025年度 43,800人	
		・(ジビエ利用量) 2025年度 4,000 t	
(国民参加の森林づくり等の 推進)	森林・林業が果た す役割等の普及啓 発の促進	・企業・NPO等のネットワーク化、緑化行事の開催を通じた普及啓発 活動の促進、森林環境教育や木育の推進、林業体験学習等の促進等を 推進	・カーボンニュートラル実 現に向けた国民運動展開対 策
(内水面漁場・生態系の保全 に対する理解促進)	 内水面生態系の普 及啓発	・国民に広く内水面生態系の重要性とその保全・復元を担う漁協の活動を広げる漁協による普及啓発活動を促進	・内水面漁場・資源管理総 合対策事業

### 3. 農林水産空間の保全・利用を推進する

### (1)農林水産空間の保全と利用を担う人材の確保と育成



**SDGs GBF** 1、2、3、10、22、23 2030ターゲット

項目	関連施策	関連施策の内容(目標)	事業名等
(農村地域における対策)	中山間地域等への 支援	・中山間地域等において、農業生産条件の不利を補正することにより、 将来に向けて農業生産活動を維持するための活動を支援	・中山間地域等直接支払交 付金
		・(中山間地域等の農用地面積の減少防止)2024年度 7.5万ha	
	農村環境を活用し た取組への支援	・農泊に取り組む地域における実施体制の整備、観光コンテンツの磨き上げ等を支援するとともに、古民家等を活用した滞在施設、体験施設の整備等の一体的な支援を実施	・農山漁村振興交付金(農 山漁村発イノベーション対 策)(農泊推進型)
	スマート農業技術の社会実装の推進	・省力化や軽労化に資するロボット・AI・IoTなど先端技術を活用したスマート農業技術の社会実装の推進	・みどりの食料システム戦略実現技術開発・実証事業・スマート農業技術の開発・実証・実装プロジェクト
	新規就農者の育 成・確保	・農業への人材の一層の呼び込みと定着を図るため、就農に向けた研修資金、経営開始資金、雇用就農の促進のための資金の交付、経営発展のための機械・施設等の導入の支援とともに、地域におけるサポート体制の充実を支援	・新規就農者育成総合対策
	女性活躍の推進	・地域をリードする女性農業者の育成や女性が働きやすい環境づくり の推進	・女性が変える未来の農業 推進事業
(山村地域における対策)	山村地域の活力維 持に向けた取組	・(新規就業者(林業作業士(フォレストワーカー) 1 年目研修生) の就業 3 年後の定着率)2025年度 80%	
		・林業の新規就業者の確保・育成に向け、就業ガイダンス及び林業作 業士(フォレストワーカー)研修等に必要な経費を支援	・「緑の雇用」担い手確保 支援事業
		・健康、観光、教育等の分野で森林空間を活用して、新たな雇用と収入機会を生み出す「森林サービス産業」の創出・推進の取組を実施。	・新たな森林空間利用創出 対策
(漁村地域における対策)	新規就業者の確保	・漁業への就業前の者への資金の交付、漁業現場での長期研修を通じた就業・定着の促進、海技士免許等の資格取得及び漁業者の経営能力の向上等を支援	・経営体育成総合支援事業 - 経営体育成総合支援事業
		・(新規就業者数)各年度 2,000人	

### 3. 農林水産空間の保全・利用を推進する (2)農林水産空間の保全・利用の推進

9 112 211 13 112 13 **SDGs** GBF 1、2、3、10、11 2030ターゲット

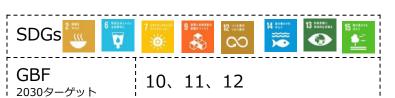
項目	関連施策	関連施策の内容(目標)	事業名等
(農山漁村の活性化に向けた 対策)	多岐にわたる生物 多様性保全の取組	・農業・農村の有する多面的機能を次世代に継承し、その便益を国民が幅広く享受できるよう、集落内外の多様な人材・土地改良区等の組織と協力しながら、地域の共同活動への参加者を増加	・中山間地域等直接支払交 付金
		・地域の農業者だけでなく多様な主体の参画を得て、地域ぐるみで農地・農業用水等の資源を保全管理する取組と併せて、水質保全や生態 系保全等の農村環境の向上に資する取組を支援	・多面的機能支払交付金
		・(地域による農地・農業用水等の保全管理への延べ参加者数) 2025年度 延べ1,400万人・団体	
		・世界農業遺産及び日本農業遺産について、情報発信を通じた認知度 向上等の取組を支援	・農山漁村振興交付金(農 山漁村情報発信事業)

### 3. 農林水産空間の保全・利用を推進する

### (2)農林水産空間の保全・利用の推進(つづき)

項目	関連施策	関連施策の内容(目標)	事業名等
(里山林の継続的利用に向けた対策)	多様な主体による 里山林への働きか けの推進	・(森林ボランティア団体数)2025年度 4,582団体 ・森林の多面的機能発揮とともに関係人口の創出を通じ、山村地域のコミュニティの維持・活性化を図るため、地域住民等による活動組織が実施する森林の保全管理等の取組を支援	・森林・山村多面的機能発 揮対策
		・森林の持続可能性が確保された形で木質バイオマスのエネルギー利 用を進める	・林業・木材産業循環成長 対策 ・木材需要の創出・輸出力 強化対策
(漁村環境の保全・利用の推 進)	都市と漁村の交 流・定住の推進	・渚泊やワーケーション等による都市漁村の交流人口や関係人口を創 出する取組の推進	・農山漁村振興交付金
		・(漁村の活性化により都市漁村交流人口)おおむね200万人増加	

### 3. 農林水産空間の保全・利用を推進する (3) 森里川海を通じた生物多様性保全の推進



項目	関連施策	関連施策の内容(目標)	事業名等
(田園地域における生物多様 性保全の推進)	田園地域や里地里 山の環境整備の推 進	・中山間地域等において、農業生産条件の不利を補正することにより、 将来に向けて農業生産活動を維持するための活動を支援 ・(中山間地域等の農用地面積の減少防止)2024年度 7.5万ha	・中山間地域等直接支払交 付金
		・生物多様性保全に配慮した環境保全型農業を推進	・環境保全型農業直接支払 交付金
(森里川海が一体となった生物多様性保全の推進)	保安林の指定の計 画的な推進	・ 魚つき保安林など、公益的機能の発揮が要請される森林については、保安 林としての指定を計画的に推進	・保安林制度
	漁場保全のための整備	・環境・生態系の維持・回復や安心して活動できる海域の確保など、 漁業者等が行う水産業・漁村の多面的機能の発揮に資する地域の活動 を支援	・水産多面的機能発揮対策

# 3. 農林水産空間の保全・利用を推進する(4) 生態系を活用した防災・減災の推進



項目	関連施策	関連施策の内容(目標)	事業名等
生態系を活用した防災・減災の推進	農業・農村の強靭 化の推進	・頻発化・激甚化する災害に対応した排水施設整備・ため池対策や流 域治水の取組を推進	・農業農村整備事業 (農業水利施設の戦略的な 保全管理、防災・減災対 策)
	治山対策の推進	・保安林等における治山施設の設置、機能の低下した森林の整備、海 岸防災林等の整備を推進	・治山事業
		・(適切に保全されている海岸防災林等の割合)2023年度 100%	

### 4. 遺伝資源の保全と持続可能な利用の推進

# (1)農林水産業にとって有用な遺伝資源の保全と持続可能な利用の推進



2030ターゲット

**GBF** 





4、5、9、13







項目	関連施策	関連施策の内容(目標)	事業名等
農林水産業にとって有用な遺 伝資源の保全と持続可能な利 用の推進	遺伝資源の収集・ 保全、利用	・国内外の遺伝資源の収集・保存等を行うとともに、遺伝資源情報の 統合的な管理を可能とするネットワーク(PGRJapan)を構築	・みどりの食料システム 戦略実現技術開発・実証 事業
/13031EXE		・(アジア地域等の未探索遺伝資源の収集・保存) 2025年度までに3千点以上	7.
		・(耐病性や機能性等の有用形質を組み込んだ中間母本等の育成) 2025年度までに5点以上	
		・(PGRJapanの構築を通じた遺伝資源の保存点数) 2025年度までに3万点以上増加させる見通しを立てる	
		・農業分野に関わる遺伝資源について、探索収集から特性評価、保存、 配布及び情報公開を実施	・農業生物資源ジーンバンク事業
		・生物多様性の保全の観点で重要な林木遺伝資源の収集・保存・評価 を推進	・森林・林業・木材産業 分野の研究・技術開発戦 略
		・気候変動等に対応した新品種の開発に必要な海外遺伝資源の取得や利用を円滑に進めるため、遺伝資源保有国における遺伝資源に係る制度等の調査、遺伝資源の保全の促進及び信頼関係の構築に向けた能力開発等を実施	・気候変動等に対応した 海外遺伝資源の保全・利 用促進事業
		・ITPGRの「多数国間の制度」を通じて我が国の品種開発の発展に とって重要な植物遺伝資源の導入を円滑に推進	・食料・農業植物遺伝資 源条約(ITPGR)拠出金
		・地鶏等の地域資源の安定的な活用に資するPGCs(始原生殖細胞)を 利用した家きん遺伝資源の保存等技術の普及を推進	・
	食文化の保護・継承による農山漁村	・各地固有の郷土料理等の食文化の保護・継承に取り組むことにより、 農山漁村の活性化につなげる	・食文化の多角的な価値 の整理・情報発信事業

### 4. 遺伝資源の保全と持続可能な利用の推進 (2)遺伝子組換え農作物等の規制等による我が国の 生物多様性の確保

の活性化

SDGs









GBF

2030ターゲット

17

項目	関連施策	関連施策の内容(目標)	事業名等
遺伝子組換え農作物等の規制 等による我が国の生物多様性 の確保	遺伝子組換え農作物等の規制	・遺伝子組換え農作物等について、生物多様性への影響に関する科学 的な評価を実施し、問題のないもののみ使用等を承認	・遺伝子組換え生物等の 使用等の規制による生物 の多様性の確保に関する 法律(カルタヘナ法)
	ゲノム編集農作物 等の情報提供	・ゲノム編集農作物等について、その生産・流通に先立ち、生物多様性への影響について、問題ないことを確認した上で、情報提供を受け付け公表	・農林水産分野における ゲノム編集技術の利用に より得られた生物の生物 多様性影響に関する情報 提供等の具体的な手続に ついて(通知)

### 5. 農林水産分野の生物多様性保全の取組を評価し活用する

- (1)農林水産空間の生物多様性に係る調査・研究
- (2)農林水産分野における生物多様性保全の取組の見える化
- (3) 金融やビジネスが活用できる生物多様性データ提供の検討



項目	関連施策	関連施策の内容(目標)	事業名等
農林水産空間の生物多様性に 係る調査・研究 (農業生態系の生物多様性に 係る取組の推進)	農法の生物多様性 への効果の評価方 法の活用	・生物多様性の保全に貢献する農法の効果を水田の鳥類とそのえさ生物や植物を用いて評価する手法の活用を図る	
	生態系サービスの 評価と効果的な農 法の開発	・農業が生物多様性から受ける恩恵(生態系サービス)のうち、野生 昆虫類による送粉機能及び土着天敵類による病害虫防除機能を高精度 かつ効率的に評価できる技術の開発を推進。	・みどりの食料システム戦略実現技術開発・実証事業
(森林生態系の生物多様性に 係る取組の推進)	森林資源のモニタ リングの推進	・木材生産のみならず、生物の多様性、地球温暖化防止、流域の水資 源の保全等、国際的に合意された「基準・指標」に係るデータを統一 した手法により収集・分析する森林資源のモニタリングを推進	・森林生態系多様性基礎調 査
(海洋生態系の生物多様性に 係る取組の推進)	 資源動向等のデー 夕の蓄積	・沿岸や外洋で漁獲される主要な漁業対象種の資源動向やその変動要 因についての調査研究を継続し、データの蓄積を行う	・水産資源調査・評価推進 事業
農林水産分野における生物多様性保全の取組の見える化	生物多様性の保全 の取組の見える化 手法の検討	・生物多様性の保全の取組の見える化手法の状況を調査・分析し、生 産者や企業等の参考となる情報の提供を進める	・フードサプライチェーン の環境配慮見える化推進事 業
金融やビジネスが活用できる生物多様性データ提供の検討	国際動向等の情報 提供	・食料・農林水産業に関わる企業が、企業のESG評価手法や情報開示 義務等に関する国際動向について必要な情報を適時に入手するととも に、企業評価に活用できる生物多様性データ提供を検討し、スムーズ な移行を進められるように、関係省庁と連携して後押しする	・あふの環プロジェクト
	ESG投融資拡大に 向けた関連施策の 推進	・食料・農林水産業に関わる企業のESG評価の向上と投融資の拡大に 向けた関連施策の推進	・フードサプライチェーン の環境配慮見える化推進事業

### Ⅷ.用語集

### 1. 五十音順

用語	解説
あふの 環 2030 プロジ	国連の持続可能な開発目標(SDGs)を踏まえ、食と農林水産業の持続可能
エクト	な活動を促進するプロジェクト。2022 年 12 月末時点で 173 社・団体等が参
	加。
磯焼け	浅海の岩礁・転石域において、海藻の群落(藻場)が季節的消長や多少の 経年変化の範囲を超えて著しく衰退又は消失して貧植生状態となる現象。磯
	焼けが発生すると、藻場の回復に長い年月を要し、磯根資源の減少や成長不
	良を招き、沿岸漁業に大きな影響を及ぼす。
遺伝子組換え技術	ある生物から目的とする遺伝子 (DNA) を取り出し、別のターゲット生物の
	ゲノムに導入することで、その生物に新しい性質を付与する技術。
イノベーション	技術の革新にとどまらず、これまでとは全く違った新たな考え方、仕組み
27 2 33 27	を取り入れて、新たな価値を生み出し、社会的に大きな変化を起こすこと。
エリートツリー	スギ、ヒノキ等の樹木について、成長や材質等の形質が良い個体として選出された。
	抜された樹木(精英樹)同士で人工交配等を行い、これにより得られた個体  の中からさらに選抜されるスギやヒノキ等のこと。
エシカル消費	より良い社会に向けて、人や社会、環境に配慮した消費行動のこと。具体
- 7 / 7 / 1 / 1 / 1 / 1	的には、障がい者等の支援につながる商品を選ぶ、フェアトレード商品や寄
	付金付きの商品を選ぶ、環境配慮型の商品や生物多様性に配慮した商品(認
	証制度の商品)を選ぶ、地元の産品や被災地の産品を買うなどが含まれる。
カーボンニュートラル	温室効果ガスの排出を全体としてゼロにすること。二酸化炭素を始めとす
	る温室効果ガスの排出量から、森林などによる吸収量を差し引いてゼロを達
	成することを意味する。2020年10月に、菅総理大臣(当時)は「2050年ま
	でに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち 2050 年カーボ
改質リグニン	ンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指す」ことを宣言した。 リグニンは木材の約3割を占める主要成分の1つであり、「改質リグニン」
以貝グノーン	は、国産スギを原料とし、それに含まれるリグニンを改質した、耐熱性等の
	機能と加工性を併せ持つ素材。自動車の内外装品など、様々な利用が期待さ
	れている。
海洋生分解性プラスチ	
ック	よって分解し、最終的には二酸化炭素と水にまで変化する性質を持つプラス
to a to total H	チックのこと。
カスケード利用	木材を建材等の資材として利用した後、ボードや紙等としての再利用を経て、最終的階では燃料して利用すること
カルタヘナ議定書	て、最終段階では燃料として利用すること。 正式名称は、「生物の多様性に関する条約のバイオセーフティに関するカ
カルグ・ハ 成足音	ルタヘナ議定書 。遺伝子組換え生物等による生物多様性への悪影響を防ぐ
	ための枠組であり、2003年9月に発効。我が国は同年11月に本議定書を締
	結し、翌年2月に我が国について効力を発生。
環境保全型農業	農業の持つ物質循環機能を生かし、生産性との調和などに留意しつつ、土
	づくり等を通じて化学肥料、農薬の使用等による環境負荷の軽減に配慮した
HH I I was been	持続的な農業。
間接要因	IPBES (2019 年) によれば、社会の制度とガバナンス、それが他の要素に
	与える影響などといった、人為的な直接要因を引き起こすことで自然の変化   に間接的に影響を与える要素のこと。間接要因の背景には、社会的な価値観
	に間接的に影響を与える要素のこと。間接要因の育意には、任芸的な価値観しや行動様式がある。
機関投資家	株式、債券などの有価証券への投資による収益を、資産運用の主たる収益
	源としている法人その他の団体の投資家のこと。生命保険会社、損害保険会
	社、信託銀号、投資顧問会社、年金基金や年金信託などが代表例。
t	

10 - 1 . 10 - 1 T - 1	
グラウンドワーク活動	地域の環境整備等の実施に際し、従来の行政主導の計画策定・事業実施に
	かわり、住民が積極的に参加するとともに、企業が地域社会への貢献等の観
	点から参画し、住民・行政・企業の3者のパートナーシップによりグラウン
	ド(生活の現場)に関するワーク(創造活動)を行うもの。
ゲノム編集	狙った遺伝子を意図的に変化させることにより、品種改良のスピードを速
	めたり、従来では困難であった品種を開発できる育種技術の一つ。目的外の
	遺伝子(オフターゲット)を切断する場合もあることが報告されているが、従
	来の品種改良でも起こるものであり、また、その可能性は低いことから、万
	が一、目的以外の遺伝子を切断したとしても、従来の品種改良と同様に目的
	以外の変異がないものを選抜して利用。
抗菌剤	細菌感染症治療に有効な薬剤。畜水産分野において、家畜・養殖水産動物
	の治療を目的とする動物用医薬品として使用されている。
高度回遊性魚類	排他的経済水域の内外を問わず広域的に回遊するかつお・まぐろ等の魚
	種。
国際財務報告基準	
(IFRS) 財団	の信頼性、成長、長期的な金融安定性を促進することにより、公共の利益に
(11 Kg) ×10	貢献することを目的に、2001年に設立。
	IFRS 基準には、国際会計基準審議会 (IASB) が設定する IFRS 会計基準と、
	1716 金単には、国际会計金単価磁会(1730)が設定する1716 会計金単と、  2021 年 11 月に設立された国際サステナビリティ基準審議会(ISSB)が設定
	する IFRS サステナビリティ・ディスクロージャー基準がある。現在、IFRS 会
団際的に行るかでして	計基準は140以上の国・地域で適用されている。
国際的に行われている	
有機農業	の有機農業のこと。「有機農業」とは、化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないました。「有機農業」とは、化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないました。関連
	用しないこと並びに遺伝子組換え技術を利用しないことを基本として、農業
	生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した農業生産の方法を用い
	て行われる農業のこと。
国連海洋法条約	1982 年に国連において採択され、1994 年に発効した国際海洋秩序に関す
	る包括的な条約。領海、排他的経済水域、大陸棚、公海、深海底などの海域
	の区分や、沿岸国が排他的経済水域内における資源についての主権的権利と
	生物資源の保存・管理最適利用措置をとる義務を有することなどを定めてい
	る。
再生可能エネルギー	太陽光、風力、水力、地熱、バイオマス等、非化石エネルギー源のうち永
	続的に利用することができるものをエネルギー源とするエネルギー。
サプライチェーン	原材料としての資源が採取されてから、製品として最終消費者に届くまで
	の、生産、加工、流通等の供給プロセスのつながりのこと。国内の生産活動
	は、サプライチェーンを通じて国内外の環境に影響を与えている。環境負荷
	を削減し、自然資源を将来に渡って利用するために、持続可能なサプライチ
	ェーンを構築する必要がある。
1	
  自然資本	自然環境を国民の生活や企業の経営基盤を支える重要な資本の一つとし
自然資本	自然環境を国民の生活や企業の経営基盤を支える重要な資本の一つとして捉える考え方のもと、森林、土壌、水、大気、生物資源など、自然によっ
自然資本	
	て捉える考え方のもと、森林、土壌、水、大気、生物資源など、自然によって形成される資本 (ストック) のこと。
自然資本 自然を活用した解決策 (NbS)	て捉える考え方のもと、森林、土壌、水、大気、生物資源など、自然によって形成される資本(ストック)のこと。 Nature-based Solutions;自然を活用した解決策。
自然を活用した解決策	て捉える考え方のもと、森林、土壌、水、大気、生物資源など、自然によって形成される資本(ストック)のこと。 Nature-based Solutions;自然を活用した解決策。 自然が有する機能を持続可能に利用し、多様な社会的課題の解決につなが
自然を活用した解決策	て捉える考え方のもと、森林、土壌、水、大気、生物資源など、自然によって形成される資本(ストック)のこと。 Nature-based Solutions;自然を活用した解決策。 自然が有する機能を持続可能に利用し、多様な社会的課題の解決につながる考え方のこと。2022年の第5回国連環境総会再開セッションにおける決議
自然を活用した解決策	て捉える考え方のもと、森林、土壌、水、大気、生物資源など、自然によって形成される資本(ストック)のこと。 Nature-based Solutions;自然を活用した解決策。 自然が有する機能を持続可能に利用し、多様な社会的課題の解決につながる考え方のこと。2022年の第5回国連環境総会再開セッションにおける決議では、「自然又は改変された陸上、淡水、沿岸、海洋の生態系を保護、保全、
自然を活用した解決策	て捉える考え方のもと、森林、土壌、水、大気、生物資源など、自然によって形成される資本(ストック)のこと。  Nature-based Solutions;自然を活用した解決策。 自然が有する機能を持続可能に利用し、多様な社会的課題の解決につながる考え方のこと。2022年の第5回国連環境総会再開セッションにおける決議では、「自然又は改変された陸上、淡水、沿岸、海洋の生態系を保護、保全、回復、持続可能に利用、管理するための行動で、社会、経済、環境の課題に
自然を活用した解決策	て捉える考え方のもと、森林、土壌、水、大気、生物資源など、自然によって形成される資本(ストック)のこと。 Nature-based Solutions;自然を活用した解決策。 自然が有する機能を持続可能に利用し、多様な社会的課題の解決につながる考え方のこと。2022年の第5回国連環境総会再開セッションにおける決議では、「自然又は改変された陸上、淡水、沿岸、海洋の生態系を保護、保全、回復、持続可能に利用、管理するための行動で、社会、経済、環境の課題に効果的かつ適応的に対処し、同時に人間の福利、生態系サービス、回復力、
自然を活用した解決策 (NbS)	て捉える考え方のもと、森林、土壌、水、大気、生物資源など、自然によって形成される資本(ストック)のこと。 Nature-based Solutions;自然を活用した解決策。自然が有する機能を持続可能に利用し、多様な社会的課題の解決につながる考え方のこと。2022年の第5回国連環境総会再開セッションにおける決議では、「自然又は改変された陸上、淡水、沿岸、海洋の生態系を保護、保全、回復、持続可能に利用、管理するための行動で、社会、経済、環境の課題に効果的かつ適応的に対処し、同時に人間の福利、生態系サービス、回復力、生物多様性への利益を提供するもの」とされる。
自然を活用した解決策 (NbS) 社会変革	て捉える考え方のもと、森林、土壌、水、大気、生物資源など、自然によって形成される資本(ストック)のこと。 Nature-based Solutions;自然を活用した解決策。自然が有する機能を持続可能に利用し、多様な社会的課題の解決につながる考え方のこと。2022年の第5回国連環境総会再開セッションにおける決議では、「自然又は改変された陸上、淡水、沿岸、海洋の生態系を保護、保全、回復、持続可能に利用、管理するための行動で、社会、経済、環境の課題に効果的かつ適応的に対処し、同時に人間の福利、生態系サービス、回復力、生物多様性への利益を提供するもの」とされる。 IPBES (2019年)によれば、パラダイム、目標及び価値観を含む、技術、経
自然を活用した解決策 (NbS) 社会変革 (Transformative	て捉える考え方のもと、森林、土壌、水、大気、生物資源など、自然によって形成される資本(ストック)のこと。 Nature-based Solutions;自然を活用した解決策。自然が有する機能を持続可能に利用し、多様な社会的課題の解決につながる考え方のこと。2022年の第5回国連環境総会再開セッションにおける決議では、「自然又は改変された陸上、淡水、沿岸、海洋の生態系を保護、保全、回復、持続可能に利用、管理するための行動で、社会、経済、環境の課題に効果的かつ適応的に対処し、同時に人間の福利、生態系サービス、回復力、生物多様性への利益を提供するもの」とされる。  IPBES (2019年)によれば、パラダイム、目標及び価値観を含む、技術、経済、社会の根本的なシステム全体にわたる再構成のこと。2030年以降、自然
自然を活用した解決策 (NbS) 社会変革	て捉える考え方のもと、森林、土壌、水、大気、生物資源など、自然によって形成される資本(ストック)のこと。 Nature-based Solutions;自然を活用した解決策。自然が有する機能を持続可能に利用し、多様な社会的課題の解決につながる考え方のこと。2022年の第5回国連環境総会再開セッションにおける決議では、「自然又は改変された陸上、淡水、沿岸、海洋の生態系を保護、保全、回復、持続可能に利用、管理するための行動で、社会、経済、環境の課題に効果的かつ適応的に対処し、同時に人間の福利、生態系サービス、回復力、生物多様性への利益を提供するもの」とされる。 IPBES (2019年)によれば、パラダイム、目標及び価値観を含む、技術、経

食品ロス	国民に供給された食料のうち本来食べられるにもかかわらず廃棄されて いる食品。
食料及び農業のための 植物遺伝資源に関する 国際条約(ITPGR)	2001年にFAO(国連食糧農業機関)総会において採択され、2004年に発効した条約。持続可能な農業と食料安全保障のため、生物多様性条約と調和しつつ、参加国が、食料・農業のための研究、育種及び研修のための利用及び保全の目的にのみ植物の遺伝資源を提供する等の共通ルールを定め、簡易な手続きにより植物遺伝資源を取得できるようにする多国間システムを構築。
食料システム	食料・農林水産業に由来する食品の生産、集約、加工、流通、消費、廃棄 に関する全ての範囲の関係者及びそれらに関連する付加価値活動、ならびに それらが埋め込まれているより広い経済、社会及び自然環境を含むもの。
人工種苗	種苗とは、水産増養殖に用いる魚類や藻類、貝類などの稚魚、幼生であり、 「人工種苗」とは飼育環境下で作出された種苗のこと。
侵略的外来種	もともとその地域にいなかったのに、人間の活動によって他の地域から入ってきた生物の中で、地域の自然環境に大きな影響を与え、生物多様性を脅かすおそれのあるもの。
森林サービス産業	健康、観光、教育等の多様な分野で森林空間を活用して、山村地域における新たな雇用と収入機会を生み出す産業。
森林、農業、コモディティ貿易(FACT)対話	Forest, Agriculture and Commodity Trade Dialogue の和訳。 国連気候変動枠組条約第 26 回締結国会議 (COP26) 議長国である英国が主催する、森林減少を伴わない農産物サプライチェーンの構築に向けた協力を目的とする国際的な対話。COP26 において、署名国の間で協力を進めていくことを表明する共同声明が公表。
水産エコラベル	生態系や資源の持続性に配慮した方法で漁獲・生産された水産物に対して、消費者が選択的に購入できるよう商品にラベルを表示する仕組み。
スマート農林水産業・スマート技術	ロボット、AI、IoT などの先端技術を活用した農業、林業、水産業。
生態系サービス	人間が生態系から得ることのできる便益。ミレニアム生態系評価では、供給的サービス(食べもの、水、木材等)、調整サービス(気候などの制御・調節)、文化的サービス(レクリエーションや教育の場としての活用)、基盤的サービス(光合成による酸素の供給や栄養循環。他の生態系サービスを支える)の4つに分類している。
生態系を活用した防 災・減災 (Eco-DRR)	Ecosystem-based disaster risk reduction; 生態系を活用した防災・減災。グリーンインフラの概念の中でも特に防災・減災に注目し、地域において防災・減災対策を実施・検討する際に、自然災害に対して脆弱な土地の開発を避け、人命や財産が危険な自然現象に暴露されることを回避する(暴露の回避)とともに、生態系の持続的な管理、保全と再生を行うことで、生態系が有する多様な機能を活かして災害に強い地域をつくる(脆弱性の低減)という考え方。
生物多様性	生物多様性とは、生きものたちの豊かな個性とつながりのこと。地球上の生きものは 40 億年という長い歴史の中で、さまざまな環境に適応して進化し、3,000 万種ともいわれる多様な生きものが生まれた。これらの生命は一つひとつに個性があり、全て直接に、間接的に支えあって生きている。生物多様性条約では、生態系の多様性・種の多様性・遺伝子の多様性という3つのレベルで多様性があるとしている。
生物多様性基本法	生物多様性の保全と持続可能な利用を総合的・計画的に推進することで、豊かな生物多様性を保全し、その恵みを将来にわたり享受できる自然と共生する社会を実現することを目的とする。生物多様性の保全と利用に関する基本原則、生物多様性国家戦略の策定など、我が国の生物多様性施策を進めるうえでの基本的な考え方を示す。

生物多様性条約(CBD)	Convention on Biological Diversity;生物多様性条約。
	1992 年、国連環境開発会議(地球サミット)開催にあわせ「気候変動枠組
	条約」とともに「生物多様性条約」が採択。熱帯雨林の急激な減少、種の絶
	滅の進行への危機感、人類存続に不可欠な生物資源消失への危機感が動機と
	なり、生物全般の保全に関する包括的な枠組を設けるため作成。1993年に発
	効。同年に我が国は締結。本条約は、①地球上の多様な生物をその生息環境
	とともに保全、②生物資源を持続可能であるように利用、③遺伝資源の利用
	から生ずる利益を公正かつ衡平に配分を目的とする。
世界遺産	「世界の文化遺産および自然遺産の保護に関する条約」に基づいて作成され
四月返生	る「世界遺産リスト」に登録された物件。建築物等を対象とする文化遺産、
	自然の地域等を対象とする自然遺産、両者の価値を有する複合遺産に分類さ
	れる。同条約は、世界の文化遺産や自然遺産を人類全体のための世界遺産と
	して、損傷、破壊等の脅威から保護し保存していくために、国際的な協力及
	び援助の体制を確立することを目的とし、1972年に UNESCO (国連教育科学文)
単田奴汝っ、 こ)	化機関)総会で採択され、1975年に発効した。
世界経済フォーラム	グローバルかつ地域的な経済問題に取り組むために、政治、経済、学術
	等の各分野における指導者層の交流促進を目的とした独立・非営利団体。
att bes alle alle alle a	1971年、スイスの経済学者クラウス・シュワブによって設立された。
世界農業遺産	Globally Important Agricultural Heritage Systems;世界農業遺産。
(GIAHS)	FAO(国連食糧農業機関)が 2002 年から開始。生物多様性の保全に寄与する農
	法など、次世代へ継承すべき持続的な農林水産業システムを認定する制
	度。
責任投資原則(PRI)	Principles for Responsible Investment;責任投資原則。
	ESG 要素が投資のパフォーマンスに影響を与えうることを示し、投資に ESG
	要素を組み込むことを推進する投資原則のこと。コフィー・アナン国連事務
	総長(当時)の主導で、国連グローバル・コンパクト(UNGC)及び国連環境
	計画(UNEP)の金融イニシアティブが事務局となり、国際的な機関投資家の
	グループが策定して 2006 年に発足した。署名機関数は、発足年の 63 から、
	2021 年現在で 3,800 を超えるまでに拡大している。
セルロースナノファイ	
バー	くほぐしたもので、樹脂やゴム、ガラスなどとの複合材料は軽量ながら高強
	度といった特性を持つ素材であり、一部で実用化も進んでいる。
総合防除	病害虫・雑草が発生しにくい生産条件を整備する予防的な取組を基本とし
	て、病害虫の発生状況に応じて、多様な防除方法を適切に組み合わせて行う
	病害虫・雑草の管理手法。これにより、病害虫等の発生を経済的被害が生じ
	が音虫・稚草の音葉子伝。これにより、M音虫寺の先生を経済的被音が生しるレベル以下に抑制し、かつ、そのレベルを維持する。
ダスグプタ・レビュー	
? ^? / ? • V L ユー 	2021年に英国財務省から発表された、生物多様性と経済の関係を分析した
	英ケンブリッジ大学ダスグプタ名誉教授による報告書。生態系のプロセス及び公送に対対している。
	び経済活動がそれらに及ぼす影響への理解の下、経済学及び意思決定におい
Life LA VA MV Advant UV PP	て自然を考慮するための新しい枠組みを提示。
地域漁業管理機関	広範囲に回遊するかつお・まぐろ類等について、ある一定の広がりを持つ
	水域の中で、漁業管理をするための条約に基づいて設置される国際機関。関
	係国の参加により、対象水域における対象資源の保存・管理のための措置を
	決定。
地球規模生物多様性概	Global Biodiversity Outlook 5;地球規模生物多様性概況第5版。生物多
況第5版 (GB05)	様性戦略計画 2011-2020 及び愛知目標の最終評価として、生物多様性事務局
	が各締結国の国別報告書と IPBES アセスメント等を基に取りまとめ、2020 年
	に公表。

直接要因	自然の変化に対して直接影響を与える要素のこと。人間が制御できない自
也以安囚	然要因(地震、火山噴火、津波、極端な気象現象など)と、人間の意思決定
	によって生じる人為的要因(生息地の改変、森林減少と植林、野生個体群の
	利用、気候変動、土壌・水・大気の汚染、種の導入など)を含む。
	IPBES (2019 年) は、生物多様性の損失への影響が大きい順に、①土地と
	海の利用の変化、②生物の直接採取(漁獲、狩猟含む)、③気候変動、④汚染、
	⑤外来種の侵入、の5つの直接要因を提示した。
<b>性学从</b>	外来生物法に基づき、生態系、人の生命・身体、農林水産業へ被害を及ぼ
特定外来生物	
	すもの、又は及ぼすおそれがあるものの中から政令で指定される外来生物
	(海外起源のものに限る) のこと。 ************************************
	特定外来生物に指定された場合、その飼養、栽培、保管、運搬、輸入とい
	った取扱いが規制され、また被害がすでに生じている場合又は生じるおそれ
1 >	がある場合には国や地方公共団体等による防除が行われる。
中干し	イネの栽培中に水田の水を抜き、土壌を乾かすこと。倒伏の防止、過剰分
	げつの抑制、有害ガスの除去、土を固くすることによる作業性の向上などの
	効果がある。生育に水が必要なオタマジャクシやヤゴが上陸するまでの時期
	を避けて行うことで、これらの生物への影響を軽減できる。
名古屋議定書	正式名称は「生物の多様性に関する条約の遺伝資源の取得の機会及びその
	利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分に関する名古屋議定書」であり、
	2010年の生物多様性条約第 10 回締結国会議(COP10)で採択された。農作物
	の新品種開発などに必要な海外の遺伝資源の円滑な入手と、その利用から生
	ずる利益の一部を遺伝資源提供国へ配分するためのルールを定めている。
名古屋・クアラルンプ	正式名称は「生物の多様性に関する条約のバイオセーフティに関するカル
ール補足議定書	タヘナ議定書の責任及び救済についての名古屋・クアラルンプール補足議定
	書」であり、MOP5で採択された。遺伝子組換え生物の国境を越える移動によ
	り、生物多様性の保全及び持続可能な利用に損害が生じた場合の責任と救済
	に関して、締約国が講じるべき措置を規定する。
排他的経済水域	沿岸国の領海基線から 200 海里の範囲内で設定が認められている海域。天
	然資源の探査、開発、保存及び管理等のための主権的権利並びに、人工島、
	施設及び構築物の設置及び利用、海洋環境の保護及び保全、海洋の科学的調
	査等に関する管轄権を有する。
パリ協定	2015年にパリで採択された気候変動に関する国際的な枠組み。世界全体の
. , , , , ,	平均気温の上昇を工業化以前よりも2℃高い水準を十分に下回るものに抑
	えるとともに、1.5℃高い水準までのものに制限するための努力を継続する
	こと、このために、今世紀後半に温室効果ガスの人為的な発生源による排出
	量と吸収源による除去量との間の均衡(世界全体でのカーボンニュートラ
	ル)を達成することを目指すこと等を定めている。
微生物叢	生態系における生きた微生物の集合のこと。
プラネタリー・バウン	人間活動による地球システムへの影響を客観的に評価する方法の一つ。地
ダリー	球の変化に関する各項目について、人間が安全に活動できる範囲内にとどま
	れば人間社会は発展し繁栄できるが、境界を越えることがあれば、人間が依
	存する自然資源に対して回復不可能な変化が引き起こされるとされている。
ブロックチェーン	コンピューターネットワーク上のデータを管理する技術のひとつ。「ブロ
	コンピューテー・イットラーテエのテーテを自任するtkmののとう。 マルド  ック」と呼ばれるデータを鎖のように連結することで、データの履歴を管理
	することができる。生産や流通経路の情報などを把握・管理する目的での活
	用が期待されている。
ペレット化	物質を粒状に成形すること。堆肥ではペレット化することにより、保管性
・	
/P=苯炔+世·	が向上し、広域流通や、散布が容易となる等のメリットがある。
保護樹帯	皆伐を行う場合に新生林分の保護、公益的機能の確保のために保残される
	樹林帯。

/ = =++ 1	
保護水面	水産動物が産卵し、稚魚が成育し、又は水産動植物の種苗が発生するのに
	適している面であって、その保護培養のために必要な措置を講ずべき水面と
	して都道府県知事又は農林水産大臣が指定する区域。
保護林	国有林野において、森林生態系からなる自然環境の維持、野生生物の保護、
	遺伝資源の保護等を目的として設定している森林。国有林野事業において大
	正4年に制度が発足し、先駆的な自然環境の保全制度として機能。森林生態
	系保護地域、生物群集保護林、希少個体群保護林の3種類に区分。
昆明・モントリオール	2020 年までの生物多様性に関する国際的な目標である愛知目標に次ぐ、
生物多様性枠組	2030 年までの生物多様性に関する国際的な目標。2022 年 12 月にカナダ(モ
	ントリオール)で開催された COP15 において、採択された。
緑の回廊	国有林野において、野生生物の移動経路を確保し生息・生育地の拡大と相
	互交流を促すことを目的として設定している森林。
みどりの食料システム	持続可能な食料システムの構築に向けて、食料・農林水産業の生産力向上
戦略	と持続性の両立をイノベーションで実現する戦略。2021年5月に策定。
ミレニアム生態系評価	国連の主唱により 2001 年から 2005 年にかけて行われた、地球規模での生
	物多様性及び生態系の保全と持続可能な利用に関する科学的な総合評価の
	取組。生物多様性は生態系が提供する生態系サービスの基盤であり、生態系
	サービスの豊かさが人間の福利に大きな関係のあることが分かりやすく示
	された。
藻場・干潟ビジョン	ハード・ソフト対策が一体となった実効性のある効率的な藻場・干潟の保
	全・創造に向けた行動計画。
モントリオール・プロ	***
ヤス	ナダ、チリ、中国、日本、韓国、メキシコ、ニュージーランド、ロシア、ウ
	ルグアイ、米国) により進められている森林経営の持続可能性を把握・分析・
	評価するための「基準・指標」の策定・適用に向けた取組。
	1995 年に7基準・67 指標に合意。また、2008 年に基準7に係る指標を改
	訂し、現在は7基準・54指標。
ラムサール条約	正式名称は「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」。
)	1971 年にイランのラムサールで開催された国際会議で採択された湿地に関
	する条約。
リーダーによる自然へ	7 = 7 7 7 7 9
の誓約	物多様性を回復させることを約束した国際アジェンダ。2030年までの10年
	間で、失った生物多様性を回復するために10の行動を取ることを約束する。
Nature)	我が国は、2021年5月に参加を表明。
mature)	72/17 円13、 2021 〒 0 月 (C 参/加で 久り)。

### 2. アルファベット順

用語	解説
AI	Artificial Intelligence;人工知能。コンピュータを使って、人間の知能
	の働きを人工的に行わせるためのシステム。
BBNJ	Biological diversity beyond national jurisdiction;国家管轄圏外区
	域における海洋生物多様性。海洋における国家管轄圏外区域(公海及び深海
	底)の海洋生物多様性の保全及び持続可能な利用に関しては、国連海洋法条
	約は規定しておらず、生物多様性も含めて直接規律する国際約束はない。
	2015年の国連総会において、国連海洋法条約の下に新たな国際約束を作成す
	ることが決議され、政府間協議が行われている。
CLT	Cross Laminated Timber;直交集成板。ひき板(ラミナ)を並べた後、繊
1	維方向が直交するように積層接着した木質系材料、厚みのある大きな板であ
	り、建築の構造材などに使用されている。
COP15	生物多様性条約第 15 回締結国会議。第一部 2021 年 10 月(中国・昆明)、
	第二部 2022 年 12 月 (カナダ・モントリオール) の 2 部構成により開催され、
	2030年までの新たな生物多様性に関する世界目標(昆明・モントリオール生
A =	物多様性枠組)が採択された。
ESG 金融	環境 (Environment)、社会 (Social)、企業統治 (Governance) に配慮して
	いる企業を重視・選別して行う投融資。似たような概念として社会的責任投資。
	資(SRI)があるが、SRI が倫理的価値観に基づいた考え方であるのに対し、
	ESG 投資は環境、社会、企業統治への配慮が企業の持続的成長や中長期的収益につかがり、 原理的なリステンが関係できるしいる経済的保険制に基づい
	益につながり、長期的なリターンが期待できるという経済的価値観に基づい
FAO	た考え方となっている。 Food and Agriculture Organization of the United Nations;国際連合
rau	rood and Agriculture Organization of the United Nations;国際連合  食糧農業機関。国連機関のひとつであり、人々が健全で活発な生活をおくる
	艮種展来機関。国連機関のひとうじめり、八々が健主では光は生活をわくる  ために十分な量・質の食料への定期的アクセスを確保し、すべての人々の食
	料安全保障を達成することを目的とする。
FSB	Financial Stability Board;金融安定理事会。主要国の金融当局で構成さ
I'OD	れる国際的な金融システムの安定を目的とする組織で、2009年に設立。
GAP	Good Agricultural Practice;農業生産工程管理。農業において、食品安
On	全、環境保全、労働安全等の持続可能性を確保するための生産工程管理の取
	組。
G7·2030 年自然協約(G7	
2030 Nature Compact)	るコミュニケの附属文書。
ICT	Information and Communication Technology;情報通信技術。コンピュー
101	タやデータ通信に関する技術をまとめた呼び方。
IoT	Internet of Things;モノのインターネット。あらゆるモノがインターネ
	ットに繋がり、情報のやり取りをすること。自動制御、遠隔操作等を行うこ
	とが可能となる。
IPBES	Intergovernmental Science-Policy Platform on Biodiversity and
	Ecosystem Services;生物多様性と生態系サービスに関する政府間科学政策
	プラットフォーム。生多様性に関する科学と政策のつながりを強化し、科学
	を政策に反映させることを目的に設立された政府間機関。
IPCC	Intergovernmental Panel on Climate Change;気候変動に関する政府間
	パネル。各国政府の気候変動に関する政策に科学的な基礎を与えることを目
	的として、1988年に設立された政府間組織。
IQ	Individual Quota;漁獲割当(個別漁獲割当ともいう。)。特定の水域や漁
	業種類等で構成される区分である管理区分において、水産資源を採捕しよう
	とする者に対し、船舶等ごとに当該管理区分に係る漁獲可能量の範囲内で水
	産資源の採捕をすることができる数量を割り当てること。新漁業法では、TAC
	27 Million 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2

ITT0	International Tropical Timber Organization;国際熱帯木材機関。熱帯 林の持続可能な経営の促進と持続的かつ合法的に生産された熱帯木材の貿
	易の発展を目的として、1986年に設立された国際機関。
IUU 漁業	違法・無報告・無規制(IUU:Illegal, Unreported and Unregulated)漁
	業とは、無許可操業、無報告又は虚偽報告された操業、無国籍の漁船、地域
	漁業管理機関非加盟国の漁船による違反操業など、各国の国内法や国際的な
	操業ルールに従わない無秩序な漁業活動のこと。
KPI	Key Performance Indicator; 重要業績評価指標。政策ごとの達成すべき成
IXI I	果目標のこと。
MoU	Memorandum of Understanding;覚書。当事者間の合意内容を書面化した覚
MOC	書のこと。
MSY	Maximum Sustainable Yield;最大持続生産量。持続的に生産可能な最大の
	漁獲量を意味し、新漁業法においては、MSY の達成が資源管理の目標とされ
	ている。
ODOM	Other effective area-based conservation measures:保護地域以外の地
OECM	7.1.194 = 7.15
	域をベースとする効果的な保全手段のこと。生物多様性条約第14回締約国会
	議において採択されたOECMの定義(環境省仮訳)は以下のとおり。
	「保護地域以外の地理的に画定された地域で、付随する生態系の機能とサー
	ビス、適切な場合、文化的・精神的・社会経済的・その他地域関連の価値と
	ともに、生物多様性の域内保全にとって肯定的な長期の成果を継続的に達成
	する方法で統治・管理されているもの」。
	我が国でも、法によらずに民間により生物多様性が保全されている地域を
	認証するための基準等の検討が進められている。
レッドプラス DEDD I	Reducing Emissions from Deforestation and Forest Degradation in Developing
REDD +	Countries; and the role of conservation, sustainable management of forests and
	enhancement of forest carbon stocks in developing countries (; and 以下が
	「十」に相当)の略で、持続可能な森林経営や適切な森林保全を通じて途上
	国における森林の減少や劣化を抑制し、温室効果ガスの排出削減や吸収増加
	を促進させる気候変動緩和策。
CATOVAMA Z-SZZZ	
SATOYAMA イニシアティ	日本では里山・里海と呼ばれる二次的自然地域(社会生態学的生産ランド
ブ	スケープ・シースケープ(SEPLS))の持続可能な維持・再構築を通じて、自
	然共生社会の実現を目指す国際的な取組のこと。
	2007年に、我が国が国連大学サステナビリティ高等研究所(UNU-IAS)と
	ともに提唱し、2010 年の COP10 期間中に、具体的な取組推進の場として
	SATOYAMA イニシアティブ国際パートナーシップ (IPSI) が発足した。
SBTs for Nature	Science Based Targets for Nature;自然に関する科学に基づく目標設定。
	2020年に向けて Science Based Targets Network (SBTN) が中心となって
	設定手法を開発している自然の損失を防ぐために企業が目指すべき科学的
	根拠に基づく目標。「バリューチェーン上の水・生物多様性・土地・海洋が相
	互に関連するシステムに関して、企業等が地球の限界内で社会の持続可能性
	目標に沿って行動できるようにする、利用可能な最善の科学に基づく、測定
	可能で行動可能な期限付きの目標」と定義されている。
SDGs	Sustainable Development Goals;持続可能な開発目標。2015年9月の国
SDGS	連サミットにおいて全会一致で採択。「誰一人取り残さない」持続可能で多様
	性と包摂性のある社会の実現のため、2030年を年限とする17の国際目標(そ
	の下に 169 のターゲット、232 の指標が決められている)。特徴は、普遍性(先
	進国を含め、全ての国が行動)、包摂性(人間の安全保障の理念を反映し「誰
	一人取り残さない」)、参画型(全てのステークホルダーが役割を)、統合性(社
	会・経済・環境に統合的に取り組む)、透明性(定期的にフォローアップ)の
	5つ。

TAC	Total Allowable Catch;漁獲可能量(総漁獲可能量ともいう。)。水産資源ごとに一年間に採捕することができる数量の最高限度として定められる数量のこと。新漁業法では、資源管理はTACによる管理を基本とするとされている。
III	-
TCFD 提言	FSB (金融安定理事会)が設立したタスクフォースである TCFD (Taskforce on Climate-related Financial Disclosures) による提言。企業に対し、2℃目標等の気候シナリオを用いて、自社の気候関連リスク・機会を評価し、経営戦略・リスク管理へ反映、その財務上の影響を把握、開示することを求めている。
TEEB	The Economics of Ecosystems and Biodiversity; 生態系と生物多様性の経済学。地球規模で生物多様性の経済的価値に注目し、生物多様性の損失や生態系の劣化に伴う影響の大きさを表現し、政府や企業等に対して生物多様性と生態系サービスの持続可能な利用に向けた施策・立案を促すための国際的なイニシアティブ。
TNFD	Taskforce on Nature-related Financial Disclosures;自然関連財務情報開示タスクフォース。企業による生物多様性にかかる財務情報の開示の枠組みを策定し、自然に有益な活動に対して資金フローを振り向けるために、2021年6月に発足したタスクフォース。
UNFCCC	United Nations Framework Convention on Climate Change; 気候変動枠組条約。1992年、国連環境開発会議(地球サミット)開催にあわせ「気候変動枠組条約」とともに「生物多様性条約」が採択。大気中の温室効果ガスの濃度を気候体系に危害を及ぼさない水準で安定化させることを目的とする。
UNFF	United Nations Forum on Forests;国連森林フォーラム。世界の持続可能な森林経営の推進方策を検討するため、国連経済社会理事会の下に設立された森林問題全般に渡る政府間対話の場。

### Ⅷ. 参考文献一覧

#### I. はじめに

◆ IPBES. Summary for policymakers of the global assessment report on Biodiversity and Ecosystem Services (2019)

https://ipbes.net/sites/default/files/2020-

02/ipbes\_global\_assessment\_report\_summary\_for\_policymakers\_en.pdf

- ◆ 環境省. IPBES 生物多様性と生態系サービスに関する地球規模評価報告書政策決定者向け要約 https://www.iges.or.jp/jp/publication\_documents/pub/translation/jp/10574/IPBESGlobalAss essmentSPM\_j.pdf
- ◆ 農林水産省.食料・農業・農村基本計画(令和2年3月31日 閣議決定) https://www.maff.go.jp/j/keikaku/k\_aratana/attach/pdf/index-13.pdf
- ◆ Secretariat of the Convention on Biological Diversity. Global Biodiversity Outlook 5 Summary for Policy Makers (2020)

https://www.cbd.int/gbo/gbo5/publication/gbo-5-spm-en.pdf

◆ みどりの食料システム戦略(令和3年5月12日)

https://www.maff.go.jp/j/kanbo/kankyo/seisaku/midori/attach/pdf/index-10.pdf

#### Ⅱ. 現状と課題

◆ World Economic Forum. New Nature Economy Report Series (2020.7.14) https://www.weforum.org/reports/new-nature-economy-report-series

◆ FAO. Global Forest Resources Assessment 2020 Key findings.

http://www.fao.org/3/CA8753EN/CA8753EN.pdf

https://www.rinya.maff.go.jp/j/kaigai/attach/pdf/index-4.pdf

◆ IPBES. Summary for policymakers of the thematic assessment on pollinators, pollination, and food production.

https://www.ipbes.net/sites/default/files/spm\_deliverable\_3a\_pollination\_20170222.pdf https://www.iges.or.jp/jp/publication\_documents/pub/policyreport/jp/5709/IPBES-Pollination\_jp.pdf

- ◆ 環境省.生物多様性及び生態系サービスの総合評価 2021 (JB03: Japan Biodiversity Outlook 3) https://www.biodic.go.jp/biodiversity/activity/policy/jbo3/generaloutline/index.html
- ◆ 林野庁. 都道府県別森林率・人工林率(平成 29 年 3 月 31 日現在) https://www.rinya.maff.go.jp/j/keikaku/genkyou/h29/1.html
- ◆ 水産庁. 令和3年度 水産白書

https://www.jfa.maff.go.jp/j/kikaku/wpaper/R3/attach/pdf/220603-6.pdf

◆ 農林水産省. 令和元年度 食料・農業・農村白書

https://www.maff.go.jp/j/wpaper/w\_maff/r1/attach/pdf/zenbun-3.pdf

◆ 滋賀県立琵琶湖博物館.「田んぼの生きもの全種データベース」(2020 年 11 月現在 https://prtimes.jp/main/html/rd/p/000000009.000058617.html

◆ 環境省.生物多様性及び生態系サービスの総合評価 2021 (JB03) の結果 https://www.biodic.go.jp/biodiversity/activity/policy/jbo3/generaloutline/index.html

◆ 農林水産省.令和3年度食料需給表(概算)(令和4年8月5日)

https://www.maff.go.jp/j/zyukyu/fbs/attach/pdf/index-13.pdf

◆ 林野庁. 令和3年度木材需給表(令和4年9月30日)

https://www.rinya.maff.go.jp/j/press/kikaku/220930.html

◆ 財務省. 貿易統計

https://www.customs.go.jp/toukei/info/index.htm

◆ FAO. Food Wastage Footprint. Impact on Natural Resources (2013)

http://www.fao.org/3/i3347e/i3347e.pdf

https://www.jaicaf.or.jp/fileadmin/user\_upload/publications/FY2014/wns\_14summer.pdf

#### Ⅲ. 2030 ビジョンと基本方針

◆ Stockholm Resilience Centre. Planetary boundaries https://stockholmresilience.org/research/planetary-boundaries.html

#### IV. テーマ別方針

- 1. 農林水産分野における地球環境保全への貢献
- ◆ 環境省. (仮訳) リーダーによる自然への誓約

https://www.biodic.go.jp/biodiversity/activity/policy/message/files/LeadersPledge-jp.pdf

◆ 外務省.G7・2030年「自然協約」

https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100200085.pdf

◆ Stockholm Resilience Centre. How food connects all the SDGs

 $\verb|https://stockholmresilience.org/research/research-news/2016-06-14-how-food-connects-all-the-sdgs.html|$ 

◆ IPCC. 気候変動 2014 統合報告書 政策決定者向け要約 第 5 次評価報告書(2014)

http://www.env.go.jp/earth/ipcc/5th\_pdf/ar5\_syr\_spmj.pdf

◆ IGES. 「IPCC 土地関係特別報告書」ハンドブック 背景と今後の展望 (2019)

 $https://www.iges.\,or.\,jp/jp/publication\_documents/pub/policyreport/jp/10450/IPCC+land\_122\\ 1.\,pdf$ 

◆ IGES. 「IPCC 海洋・雪氷圏特別報告書」ハンドブック 背景と今後の展望 (2019)

https://www.iges.or.jp/jp/publication\_documents/pub/policyreport/jp/10449/IPCC\_ocean+and+cryosphere\_1219\_rev.pdf

◆ IGES. 生物多様性と気候変動 IPBES-IPCC 合同ワークショップ報告書: IGES による翻訳と解説 (2021 年 9 月)

https://www.iges.or.jp/jp/pub/ipbes-ipcc-ws/ja

◆ 環境省. 国連気候変動枠組条約第 26 回締約国会議 (COP26)、京都議定書第 16 回締約国会合 (CMP16) パリ協定第3回締約国会合 (CMA3) について【10/31~11/13 イギリス・グラスゴー】

http://www.env.go.jp/earth/26cop2616cmp16cma10311112.html

◆ 環境省. 国連気候変動枠組条約第27回締約国会議(COP27)、京都議定書第17回締約国会合(CMP17)パリ協定第4回締約国会合(CMA4)について【11/6~11/20 エジプト・シャルム・エル・シェイク】

https://www.env.go.jp/earth/cop27cmp16cma311061118.html

◆ 農林水産省. 国連気候変動枠組条約第 26 回締約国会議 (COP26) 等の結果 (農林水産省関係) に ついて

https://www.maff.go.jp/j/press/kanbo/b\_kankyo/211115.html

◆ UNFCCC COP26.グラスゴー気候合意(Glasgow Climate Pact)環境省暫定訳 https://www.env.go.jp/content/000049858.pdf

https://www.env.go.jp/content/000049859.pdf

- ◆ FAO and UNEP. The State of the World's Forests 2020 http://www.fao.org/3/ca8642en/CA8642EN.pdf
- ◆ FAO. 世界森林資源評価 (FRA) 2020

https://www.fao.org/forest-resources-assessment/en/

FAO. 世界森林資源評価 2020 (林野庁仮訳)

https://www.rinya.maff.go.jp/j/kaigai/attach/pdf/index-4.pdf

https://www.rinya.maff.go.jp/j/kaigai/attach/pdf/index-5.pdf

- 2. サプライチェーン全体において生物多様性を主流化する
- (1) 生産の現場において生物多様性を主流化する
- ◆ 林野庁.森林・林業基本計画(令和3年6月15日 閣議決定) https://www.rinya.maff.go.jp/j/kikaku/plan/attach/pdf/index-10.pdf
- ◆ 環境省. 海洋生物多様性保全戦略公式サイト https://www.env.go.jp/nature/biodic/kaiyo-hozen/favor/favor05.html
- ◆ 環境省. サンゴ礁保全の取り組み http://www.env.go.jp/nature/biodic/coralreefs/project/development.html
- (2) サプライチェーン全体で取り組むことで生産現場を後押しする
- ◆ 農林水産省. 食品循環資源の再生利用等の促進に関する基本方針 https://www.maff.go.jp/j/shokusan/recycle/syokuhin/s\_hourei/attach/pdf/index-16.pdf
- ◆ Partha Dasgupta. The Economics of Biodiversity: The Dasgupta Review (Feb 2021) https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment\_d ata/file/962785/The\_Economics\_of\_Biodiversity\_The\_Dasgupta\_Review\_Full\_Report.pdf
- ◆ 不二製油グループ本社 (株) ホームページ https://www.fujioilholdings.com/sustainability/social/palm\_oil/

- ◆ 瀬戸内オーシャンズX 公式ホームページ https://setouchi-oceansx.jp/
- 4. 遺伝資源の保全と持続可能な利用の推進
- ◆ いきものぐらし 生物多様性 5つのアクション http://5actions.jp/eat/setanorin/
- ◆ 公益財団法人日本豆類協会「豆類時報」No.82 (2016.3) https://www.mame.or.jp/Portals/0/resources/pdf\_z/082/MJ082-05-SR.pdf
- ◆ 農林水産省.カルタヘナ法に基づく生物多様性の保全に向けた取組 https://www.maff.go.jp/j/syouan/nouan/carta/torikumi/index.html
- 5. 農林水産分野の生物多様性保全の取組を評価し活用する
- ◆ (国研) 農業・食品産業技術総合研究機構 農業環境変動研究センター 鳥類に優しい水田がわか る生物多様性の調査・評価マニュアル
  - https://www.naro.go.jp/publicity\_report/publication/pamphlet/tech-pamph/080832.html
- ◆ (国研)農業・食品産業技術総合研究機構 農村工学研究部門 魚が棲みやすい農業水路を目指して ~農業水路の魚類調査・評価マニュアル~
  - https://www.naro.go.jp/publicity\_report/publication/pamphlet/tech-pamph/079440.html
- ◆ IGES 生物多様性の経済学 (TEEB) 報告書 日本語版 (仮訳) https://archive.iges.or.jp/jp/archive/pmo/1103teeb.html
- ◆ 農林水産省 The 自然資本~生物多様性保全の経済的連携に向けて~ https://www.maff.go.jp/j/kanbo/kankyo/seisaku/c\_bd/pr/detail/shizenshihon\_pmph.html Natural Capital -To achieve successful economic cooperation in Biological Diversity Conservation-(English Version)
  - https://www.maff.go.jp/e/policies/env/env\_policy/capital.html
- ◆ EC. コーポレート・サステナビリティ報告指令: the proposal for a Corporate Sustainability Reporting Directive (CSRD) (2021.4.21)
  - https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/HTML/?uri=CELEX:52021PC0189&from=EN
- ◆ TNFD 自然関連リスクと機会管理・情報開示フレームワークベータ v0.3 概要(2022 年 11 月) https://framework.tnfd.global/wp-content/uploads/2022/11/22-23032\_TNFD\_Executive-Summary\_v4-JA.pdf
- ◆ Science Based Targets Network. 自然に関する科学に基づく目標設定(自然 SBTs: SBTs for Nature)企業のための初期ガイダンス エグゼクティブサマリー(日本語仮訳)(2020 年 9 月) https://sciencebasedtargetsnetwork.org/wp-content/uploads/2021/03/SBTN-Initial-Guidance-Executive-Summary\_Japanese.pdf